

## 第4回 北川原公園ごみ搬入路の違法性解消に向けた検討会 逐語録

日 時 : 令和6年2月18日(日) 14時00分~16時00分  
場 所 : 日野市クリーンセンター プラスチック類資源化施設 2階多目的室  
参加者 : 検討会委員 12名、事務局 7名 合計 19名  
配布資料: ①【資料】次第  
②【資料】席次表  
③【資料】第4回検討会資料(パワーポイント)  
④【資料】第3回検討会 要点録

### 【議題】

1. 開会
2. 本日の検討会について  
1/28意見交換会開催延期について  
周辺4自治会代表の意見について  
公園内での搬入路整備の経緯について  
今後の検討事項について
3. 議事
4. 周辺自治会や周辺住民との関わり方について
5. その他
6. 閉会

### 1. 開会

事務局 定刻になりましたので、ただいまから、第4回 日野市北川原公園ごみ搬入路の違法性解消に向けた検討会を開催いたします。本日は、お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、環境共生部主幹の川鍋でございます。よろしくお願いいたします。

まず会を始める前にお願いがございます。本日はオンライン配信と後日動画を公開するため、動画の撮影や録音をしておりますので、ご了承いただければと思います。また、ご発言の際は、マスクを外した上でマイクをお使いいただきたいと思います。その上でまずお名前を言ってからご意見ご質問をいただければと思います。ご協力をお願いいたします。

始める前にまず机上に配付させていただいた資料の確認をいたします。まず本日の次第、席次表、説明のスライドの写し、前回の要点録、以上4種類となります。過不足等はございませんでしょうか。それではこれから先の進行は伊藤会長にお願いしたいと思います。伊藤会長、お願いいたします。

## 2. 本日の検討会について、前回のおさらい

伊藤会長 はいどうも。それではですね、あの次第に沿って進めていきますが、まず次第 2-(1) 本日の検討会についてです。今回は1月28日に行った周辺4自治会代表の意見を踏まえて、今後の検討事項を確認した上で、方策の選定について議論を行いたいというふうに思っております。まず次第 2-(2)1月28日意見交換会開催延期について、次第 2-(3)周辺4自治会代表の意見について、次第 2-(4) 公園内での搬入路整備の経緯について、(5) 今後の検討事項についてということで説明をさせていただきたいと思えます。事務局からお願いいたします。

事務局 はい。では、前面の資料に基づいてですね、ご説明いたします。次第に今ご紹介のあった通り 2-(5)までのご説明になります。まず、1月28日、元々予定してございました意見交換会開催の延期について、でございます。あの検討会委員の皆様にはお話が通じているところですが、傍聴の方、あるいは閲覧の方ですね、YouTube 等の方々には伝わってないところもありますので、その経緯についてのお話でございます。

昨年10月から、11月12月とですね、ひと月に1回くらい3回ほど検討会が済んでございます。一旦、3回の検討会の結果の整理をして、中間報告的にご報告を申し上げるといふことと、地元の方のご意見を聞きたいなということとでその意見交換会開催を予定してございました。また、そこで報告する際の中間報告のチラシの内容等々ですね、あの地元の方々からだいたい乖離があると、検討会が独自にだいたい意見の乖離があるまま進んでいくということでの強い不信感、不快感をお示しいただいております。そのことを受けて、あの会長、副会長にもご相談した上でですね、まず一旦は意見交換会の延期を判断したということとです。代わりに、同じ日1月28日にまずは検討会の委員の方々が、周辺4自治会代表さんから直接、地元の意向を確認するという意味での意見を聞く場を設けまして、意見を伺う場を作ったということとで実施をした次第です。ちょっと我々の、あの事務局の進め方の問題もございまして、まずは検討会のミッションとして、命題としてですね、あらゆる方策を考えた上で出していくということと、できるだけ早期に違法状態の解消を目指すということを抱えていたということもあって先を急ぐ傾向があったのは否めないかなということと、ちょっと進め方は反省してございます。申し訳ございません。

そのときにですね、12月26日の事前説明と、先ほど申し上げた1月28日の意見を聞く場ですね、お伺いする場ということとでのご意見をまずは共有するというので、スライドを今2枚ほど用意してございます。ここはちょっと重要なので、読ませていただきますが検討会に対する意見(要旨)ということとで、今映ってるところですね。これまで地元の方は検討会内で意見を言うこと

ができないと。今、検討会に対して傍聴のシステムしかないので、意見を言うことはできないと。地元の意見を検討会委員が知らないことが問題だと。まずは検討会メンバーと周辺 4 自治会と意見交換した方が良いのではないかと。これまでの経緯としては、新石自治会がごみの広域化の反対運動を起こして、地元に影響がないように煙突を高くすることや、収集車が地域を通行しないように、市と交渉して、公園内に搬入路を整備した、今の搬入路ですね、整備したきっかけだと。いろいろな反対意見を聞きながら、今の案、公園内の搬入路設置で市や周辺地域とやり取りをして、地元で了解を得てきたものであって、それが変更になるのはおかしい。市が都市計画変更しなくても問題ないと主張して、手続きをしなかったものであって、判決に沿って都市計画の手続きを進めれば良いことだということです。次ですね、解消策に対するご意見の要旨でございます。現状維持・都市計画変更とありますけど、都市計画の変更、これが本当の地元の意向、意見であって、それ以外であれば周辺 4 自治会は反対の立場だと。浅川ルート・多摩川ルートというのが、これがチラシの案にも出てたところですけども、これまでも検討会で議論はしてきたところ。これに対してですね、浅川ルートや多摩川ルートにしないためにも戦ってきたはずであって、解消策に入れるべきではなく外してほしい。現在浅川沿いを収集車が通行するのは、検量棟を取り壊しできないから使わせてほしいと市が言ったからだ。案の中に、アンダーパス・エレベーターが入っていた件について、これに対しては、この地域は浸水想定区域で実際に被災もしている。浸水した状態があるということで、アンダーパスとかエレベーターの案などは水害のことを考慮すればありえない、論外だと。地元のことを全く考えていない。費用負担について、こうしたことにかかるお金については周辺環境を良くするなど、有意義に違うことに使ってほしいと。その他ですね、今出ている解消策案はどれも都市計画変更が結局は必要な案だろうと。というご指摘でした。こうしたことを強くですね、ご意見としていただいたところでした。そういうことも含めて、検討会のあり方自体を考えて進め方を考えていかなきゃいけないというふうに事務局では考えています。

改めて今日の検討会の中では、これまでの経緯とですね、整理をしながらですね、また改めて進めていきたいというふうに考えてます。これまでの検討会でも出してきたスライドですけども、そもそも市長が、市民向けに説明会をしてきたところの抜粋でございます。写ってるのが北川原公園周辺ですね。北川原緑地というのが元々あって、下水道の浅川水再生センターができるという計画が立ったときに、緑地を廃止して、迷惑施設等々に対してですね、周辺の環境改善を目指して、北川原公園を作っていこうと、これは都市計画で決めたと。これは、あの都市計画ですから、軽いものではなくてですね、10年20年

単位の長期的な視点を持って作ったものという位置づけがございませう。一方で、その都市計画の中に搬入路を整備してきた、都市計画公園の中にですね、公園内に搬入路整備をしてきた経緯ですが、先ほどのご意見の中にもある散見されるところですけれども、平成 27 年、西暦で 2015 年ですから 9 年前です。長いこと説明会とかワークショップとか、これは北川原公園を作っていくにあたっての、あの話と、その中に今あるこのごみ搬入路を作っていくことについての合意形成の流れです。こうした流れを持って地元の方では進めてきていて、結果今があるということです。地元の中では一定のそのごみ搬入路に対しての理解とか、そういったものが進んでいる中で今があるということです。こうした経緯を踏まえた検討会での議論が必要だろうということでの整理でございませう。重要なことは自治会だけで決めたことではなくてですね、地域の皆さんが、ワークショップとか説明会とかを通じて決まってきたことだということです。

こうしたことを踏まえて次が 2-5 で、今後の検討事項ですけれども、方策の選定については、これ今日のテーマでもございませう。周辺 4 自治会代表さんから先ほどの意見、端的に言うとな浅川ルート多摩川ルートは絶対反対だということと、解消策としては都市計画変更の案を要望するということがはっきりあります。検討会が提示する、今後考えていくにあたってはですね、都市計画変更案とともに、広く都市計画公園としてはあるわけですから、そこが魅力ある地元の理解が得られる案が出せるかということを考えていくべきでしょうということです。この二つはクリアする必要があるかなということ整理をしています。それから、進め方です。あの地元からの意見の取り入れ方について、比較的一方的に進めたと言われても仕方のないやり方だったかなということもあるので、ここはあの進め方についての議論も今日やりたいということで 2 点提示させていただいています。進めるにあたってこれもいつも出すものですが、早期に違法状態を解消することということ、大事なことが、新たな住民同士の意見対立紛争を招かないということですので、ここは地元さんの意見はあの強く今いただいたところもあって、これは大事にしていくべきだろうという見解です。次ですね。ここまででした。すいませう、お返しします。

伊藤会長 今までのところの資料と説明について、何かご質問とかご意見がありましたら。はいどうぞ。

村木委員 村木でございませう。今の説明の中で二つ質問があります。4 自治会代表のご意見もきちんと聞いていこうということですが、これは事務局としては 4 自治会が一応住民の意見を代表するというか、細かい話だけ自治会入っていない人どうすんだとかいろいろありますけども、4 自治会のご意見、代表の意見と

いうものを取り入れていくということによろしいんですか、っていうのが一つ目です。もう一つの説明の中で、今の検討会の解消案に乖離があるという説明がありましたが、委員の中での乖離の話ですか、それとも周辺自治 4 自治会代表の皆様との意見との乖離があるということですか。どっちを指してるんでしょうか。以上 2 点です。

事務局

ちょっと私の話し方のことなんで、私から回答します。地元さん、まず一点目ですけど、何をもって地元の定義とするかという話と同義かなと思います。ここはまさに今後の進め方の話なので、次も地元さんの意見の取り入れ方自体を検討会で話すべきだろうというふうに判断していて、事務局で決められないことかなという認識でございます。なので、今日のテーマにも、周辺自治会さんとの間についてというのは入ってございます。

もう一点。意見の乖離の話で、これは私が申し上げたのは、あの検討会で話している内容・意向と、あの地元さんの意見の乖離のことです。ここに、あの、我々としては、あのこれが推奨ですというところまで行き着いてないもので中間報告をさせていただきたいという見解だったので、あの、決して方向性を定めたつもりはなかったんですが、ちょっとここは説明不足とか進め方の問題だったんだろうということで反省してます。申し上げた乖離というのはそういうことです。

村木委員

村木です。わかりました。反省ということなのでしっかり立て直して、それから委員会の中でも、今も触れていただきましたが、委員会の中でもおすすめの案っていうのをある程度集約していくことも大事かと思えますんで、そこも一緒にやっていきたいなと思っています。以上です。

笠間委員

笠間です。私の方からはちょっとお伺いしたい点がありまして、まず 4 ページのこのところに書かれております開催案内のチラシを作成という、その下に矢印で、検討会委員に事前にチラシの案を確認いただいた上でのチラシと、いうふうに書かれてるんですけども。これに対しては、私も意見を出させていただきましたけれども、あの了解したという雑駁な言い方をしちゃえば了解したというような内容でお返事をしたことはありません。やはり非常に問題があると。具体的にあの 1 案、2 案のことについてですけどね。ですから、これはやっぱりちゃんとそこを訂正していただきたいな。意見を出した方たちは、その意見がどうなったのかはわからずに、あのチラシっていうものが、委員会外のところに示されたってことは非常に問題があるんじゃないかというふうに思っています。

それとあともう一つ、もう一点ですけども、周辺自治会代表の皆さんの意見ということで、先日私も本当に様々なことを含めてお話を伺って、改めていろいろ考えさせられましたし、ということなんですけれども。ただ地元の自治会

代表の方々がやってこられた、ずっと積み重ねてこられた、また生活実感の中から思われたことについては非常にそうなんだなというふうにすごく思ったわけですが、やはりあの、それ以外の、あの自治会代表以外の方たちの意見をどういうふうに、あの取り入れていくのかということは先ほどもちょっと議事の方に関わってくるとおっしゃってたんで。そちらの方で改めてちょっとお話ししたいというふうに思います。以上です。

事務局 すいません、ご意見ありがとうございます。4ページの確認いただいた上でという表現が全て最後まで確認したかっていうとそうではなかったということちょっと表現がちょっとこれでは不適切な部分があるかなというふうには思っておりますので。事前に素案という形で大体の骨格というか、それはお示しさせていただいたかと思います。ちょっと時間との関係でその中で会長等と相談しながら、この提示させていただいている案になったというところで、この表現ですと全部確認をいただいた上でということなので、そこはあらかじめ意見を聞いたとかっていうところの中で進めさせていただいたということで、全て確認は取れた上で出したということではないということで、ございます。資料の作り方として申し訳ございませんでした。

村木委員 村木です。この4ページの表現が不適切だったということは今理解しました。ただ、僕らもこのチラシについていろんな意見をメールで出しているんですが、それを踏まえてどう変えたのか、あるいは変えるのは、こういう理由だからやめたとか、そのレスポンスがないっていうことが、今笠間さんがおっしゃってることじゃないかなと思っています。で、もっときつい言い方しますと、川鍋さんはすぐ会長と副会長に了解を取ってますという言い方で僕らに返事をよこすので、それもちょっと我々委員としてはいかなものかと思っている面もあることは申し上げておきたいと思います。以上です。

事務局 今後ご指摘いただいた点を踏まえて、注意しながら進めていきたいと思えます。申し訳ございませんでした。

井上委員 井上と申します。市民委員として発言させてください。今の村木委員と笠間委員とのお話の中で、このチラシ作りの中に、意見として1・2案を入れないよというご意見が出ていたってということについては、私は聞いてないし、周辺住民の自治会の方からのお話の中でも1、2案に関しては、その絶対に受け入れられないっていうか、抹消してくださいよというようなご意見が出てたかと思うんですけども。元々私どもがこちらに今、委員として参加しているのは、そもそももう他市のごみ受け入れ反対運動から私はスタートしております、それで浅川堤または両方でもあるんですけども、多摩川堤を、つていうような提案をしたわけなんですけれども。これに関しては、当初から言うておりますように、他市のごみ処理受け入れ反対から動いている私どもとし

ましては、この市長から任命された時点から、あらゆる方策を検討するという立場から参加しているんですよという、そういうものから応募して、私はここにおります。で、改めて、ここで新石自治会のこの前の1月28日の6人の委員様からはとんでもない提案だというお話聞いたのは、10、11月じゃなくて12月11月の市長との自治会との30年後は、日野市内の他の場、最初に日野市のごみだけになったとしても、今の場所から、他の市内の別の場所に移転するという約束を取り交わしたっていうことを、初めて私は聞きました。その日程も知らないまま、あたかも私の提案している要望がなかったかのような扱いをされようとしているので、今発言させていただきます。私は今大気汚染測定をしている立場から、環境のことを考えて、元々日野市のごみ処理は日野市民だけのごみ処理でした。それが他市のごみを受け入れることによって、こういう検討会もあるし、裁判でも提訴したわけなんです。そうすると、そもそも私達は何を求めてきたかっていうと、立川のごみ処理も当時は反対運動が起きていました。こういった資料がございます。こういった資料、参考にしますと、当時はダイオキシンの被害があるということで、反対運動が起きていて何かどうもこれは市長選の政策だったらしいんですけれども、それと他市ごみ受け入れ30年という覚書をした時点のことについても、クリーンセンター連絡協議会では、今から14年後ですか、13年後ですか。改めて国分寺、小金井には、その先の30年のことを検討するというような、こういった資料も作られております。やはり日野市民として、環境基本条例を作って、環境基本政策をね、作って、環境をこれ以上悪化させないという大前提できたにもかかわらず、途中から他市のごみ受け入れが当たり前ようになって、仕方がないじゃないかというところからスタートしております。これそのものを私はもう今現在入ってきてるんだから否定はしませんけれども、私の立場は1年でも早く他市のごみ受け入れを短くしていただきたいという立場で提案してるんです。元々新石自治会からは、もうそういう多摩川堤、浅川堤なんて不届き千万みたいな意見を述べられまして、私もそこまで拒否されるのであればね、やはり地元の声っていうのは大切なんで、それは皆さんでこれから考えていけばいいと思ってるんですけれども、やはり浅川のその流れですか。新井橋のところっていうのは、今、魚が住めるかどうかっていうくらい汚染されてるという資料が今こちらにあるんですけれども、これも市民の方から寄せられたパンフレットなんです。先ほどの立川市のときのごみ処理のこれも、その後市民からいただいた資料でございます。こういった美しい多摩川フォーラムっていうこういうパンフレットをこの会場にもこれをいただいている方がいらっしゃると思うんですけれども。この環境共生部も所属しているこのフォーラムの作られている資料によりますと、浅川の新井橋っていうのは今、とて

も汚れてるっていうデータがあるんですね。こういった、こういうのはご存知の方いらっしゃるかと思うんですけど、こういう市民が受け入れてしまったんだから仕方がないっていう形で、今はスタートしてるかもしれないけれども、環境については、大気汚染も水もととても心配しております。自治会がたとえ受け入れようとも、私はやっぱし、最後まで他市のごみの燃えた煤煙を吸いたくないのよという、そういう声が来てるということをお伝えした上で、私はそれほどまでに拒絶されてるんであれば、もうこれは仕方がないのかなっていう反面、11月に取り交わした日野市と、新石自治会とのその30年後は確実に市内の他の場所についてというようなことはね。取り交わされた日にちと、その文書、その文章の中に、何の条件がついてそこまでの文書が作られたのか、元々私達が知ってることではね。あの当時の自治会長さんは石碑にしてまでも日野市に約束を守らせるんだよっていうことをおっしゃってたので、やはりそのところを文章にされたんであれば、これ公開されるべきものだと思いますので、コピーを一部いただきたいと思っております。私の言葉は以上です。聞いていただいてありがとうございます。以上です。

窪田委員

窪田です。私は前回の会議で自分自身が明確に意見を述べておりますが、浅川ルート、多摩川ルートというのは論外だと。浅川ルートから問題が大きく取り上げられて、地元の方々が、とんでもないという大運動になったわけですね。私もそのときに行われたデモ行進に参加した1人なんですけども、そういう経過があるのに、浅川ルート多摩川ルートがまず第1案第2案で出てくるっていうことは、この委員会が地元の、少なくとも自治会に対して、非常に、何て言いますかね、意に介さないとか、そういう経過を踏まえない態度だというふうに見られるのは当然のことであって、私は、この1、2案は案として削るべきだという意見を申し上げたつもりでございました。やはり一般的な民主主義の議論からしたら、どんなものでも、それは出たものはみんなこういう案が出ましたっていうふうに一応披瀝した上で、検討を進めるというのが一般的な民主主義であることは承知しておりますけれども、少なくともこのごみ処理場、3市共同のごみ処理場ができるその経過を踏まえて、この多摩川ルート、浅川ルートっていうのを見た場合には、それはもう卒業しているっていうふうに言うべきが、僕は行政の責任でもあるし私達はその経過を知っている市民として言うべきことだと思っております。そして、そうしますと私の立場は、公園は潰さない、つまり北川原公園に搬入路を作るべきでない。公園は公園として作るべきだという考えなので、そうすると公園外でかつ浅川ルート・多摩川ルートとかつていう既存のその道路を使わない方法を技術的、財政的に検討するしかないということなんです。原告団と市の合意というのは、技術的、財政的に可能な限り公園外に設置することを、管理方法を検

討するという事になっておまして、技術的、財政的に困難であれば、それは公園の一部を使わせていただくということも考えざるを得ないのかもしれませんが、少なくとも、追求すべき合意というのは、技術的、財政的に可能な限り公園外に搬入方法を検討すると実現するという事だったというふうに思います。その議論を僕は前回の一回後、意見で申し上げたつもりでございましたが、用意されたと言われるこのチラシを、チラシ案、特に地元の自治会の皆さんにそれを配られたっていう、それを見て僕はびっくりしましたね。こんな挑戦状のようなものをよく作ったなど。議論をちゃんと踏まえたチラシができたと思えないんですね。なぜそういう事になってしまったのか。少なくとも事務局と、僕は、会長、副会長にはそこを十分考えていただきたいと思えます。

伊藤会長 次の議事の方に入ってるような感じなので、説明をちょっとしていただいた上でまた浅川・多摩川ルート問題に議論を進めたいと思えます。

村木委員 その前に1つお願いしたいんですが。よろしいですか、村木です。あのこの委員会ですね、スコープをちゃんと定めないと、なかなか議論というのは進んでいかないのかなというところを非常に強く今懸念しています。ここは会長、副会長ですね、この委員会のスコープが何なのか、何を議論する場なのかっていうのを、委員にもう一度設定してご案内いただくことがこの先の議論が進んでいくための必要条件だというふうに考えます。ぜひ、よろしくお願ひします。

伊藤会長 議事の方へ行きたいと思えます。

### 3. 議事

事務局 事務局の方から、3-1 からですね、ご説明いたします。まず浅川多摩川ルート  
の取り扱いについてです。こちらは写ってる通りですね、既存のルートを活用  
するか否かということでしたが、今の自治会さんのご意見と、過去の経緯  
等々を踏まえますと、解消策の案および工事等の迂回ルートから外して検討  
していくべきではないかという見解でございます。

伊藤会長 それを審議するということそれは提案ということですか。外すという言い方。  
なかなか難しい難しいんですけど、このルート案が積極的に何か委員の中で  
支持されていたわけではないと思うんですね。特に浅川ルートでご提案いた  
だいてたのは、井上さんだとは思いますが、井上さんの場合はその3市  
のごみを受け入れる受け入れない問題が前提となって、それが解消されれば  
こういうものもあるだろうというようなふうに言われてるんだというふうに  
僕は理解をしてるんですけども、それはそういうことですよね。

井上委員 井上でございます。私が浅川ルートっていう提案したのは、対処しなくても、  
浅川に日野市のごみだけでもという提案でして、解消してからとか、解消する  
前とかじゃなくて、今現在、違法解消せよという判決が出てるんですから、今  
すぐ解消できる方策としては、日野市のごみだけでも解消できるでしょって  
いう提案をしてきたつもりが、その他の委員さん方は他市のごみ受ける大前  
提でいらっしゃるので、最初から評価の中に、他市のゴミを受け入れるという  
大前提で議論がされてきてるんですよ。だから、そのところは違うなってい  
うことは申し上げております。でね、あそこの交通量、新井橋の信号の交通量  
の調査のところでも、他市のごみまで浅川堤を通るような数値が出てるん  
ですよ。いやそれは違うでしょっていうことを私申し上げてます。だから今すぐ  
できる方策っていうのは新石自治会さんからすれば、怒り千万かもしれませ  
んけれども、やはり今、今すぐ違法解消できる日野市のごみだけはとりあえず  
浅川堤にしてほしいよ、そういうことを申し上げてるんですね。だからそれが  
怒りに触れてしまったっていうことについては、委員の皆様方にも新石自治  
会の方にはお詫びしますが、11月の時点でそういう約束が取り交わされ  
ていたなんていうことを私は知りませんから、そのままずっと続行してま  
すけれども、私が提案したことを全てなかったことにするようなことは避け  
たい。それだけです。

伊藤会長 ということちょっとそういうこの案としての前提が井上委員のほうにはつ  
いてるので、そのまんまなんかこういう案があつた的に出されているのはち  
よっと行き違いのなともあるので、そういう意味では提案、検討提案の中  
から、浅川多摩川ルートをまずは外すっていうのは、あるのかなというふう  
に思うんですが、そういうことでよろしいでしょうか。井上さんの話は、別になか

ったことにするとかいうことではないので。

井上委員

井上です。ちょっと失礼します。その議長さんのお話ですと、行き違いという表現されましたけれども、行き違いじゃないと思うんですね。そもそも評価をどうするかっていう書面がありますけれども、その中では当然に他市のごみ受け入れ大前提になってますよねっていう意見、私申し上げてます。いやそうじゃないんだよと。他市のごみ受け入れで今やっちゃってるけれど、1年でも早く短縮する。そういう前提で他市のごみ受け入れれば、やっぱり将来的には嫌なんですよっていうことを申し上げて、その前提として私は意見を述べてるわけですから、評価のそのものがね。評価の中に私のごみ受け入れ反対がいるんだよっていうことを、どこにも記録に残ってないんですね。それ、それ自体がもう、違いませんかかって言ってるだけです。

中谷副会長

井上さんが、浅川ルートが日野市のごみだけは入れてもいいんじゃないかという提案をされたんですが、事実誤認に基づく提案なんですよ、私、検討会の中で言いましたけれど。その中で井上さんは自治会の方々から日野市だけだったらいいよと聞いているというふうに言われたので、それは全くの事実誤認で。私、その中でもあの話をしましたけれど、広域化処理計画以前から、浅川堤防を使わないでほしいというのが、地元の意見としてずっと出されていることですよ。だから、やっぱりそういうふうな提案自身が根拠もないし、それからもう一つ、裁判で確定した判決は、現状のごみ搬入路が都市計画法違反なんだっていう判決なんだよね。日野市だけ浅川堤防を通して、例え通したとしても、違法は全く変わらないわけです。だから、何の根拠もない提案だと思いますし、これはやっぱり最初の検討課題から外すべきだというふうに思いますし、直ちに廃止すると、この提案検討から外すという提案に、賛成です。真っ先にこれやらないと、本当に地元の皆さんに対して失礼だと思いますし、この検討会の権威をなくしてしまうというふうにも思います。

金子委員

金子ですけども。実はこの案を提案したのは私も1人です。井上さんだけじゃないんですね、私もいますので。黙っていようかと思いましたが、心苦しいので、一言お話をさせていただきますけど。私が提案したのは、万が一ですよ、原告団の方が知りませんが、考えてるエレベーター、これが通ればいいですよ。通らなかつたらどうすんのかな。二つ目。都市計画変更というの私も提案しましたが、この案も通らなかつたらどうすんのかな。私なりに考えましたら、日野のごみさえ、クリーンセンターに入らなくなっちゃうじゃない。こんなことを考えましてね、私は最後の策として、浅川ルートを提案しました。決していいとは思いませんけども、最後の案として、この案を提案しただけですが、他に良い案があれば、それが一つでございます。それと私が提案したときに申し上げましたが、もし浅川ルートを提案するならば、日野市

が這いつくばったって、私は述べましたけども、先日ですね、自治会の人たちの話を聞いて、よくお気持ちがわかりましたから、私は強い気持ちが今ありませんけども、そういう気持ちから私は意見を述べたということだけをご理解いただきたいと思います。以上です。

伊藤会長 いろいろ並べて検討していくっていうそういうことを当初は考えていたんですが、地元の方のご意見を聞く機会があって、このことが非常に何て言うんですかね、検討委員会全体の問題として、これが出されていることが非常に問題になりましたので、とりあえずこの案はですね、あの検討から外すということではよろしいでしょうか。

はい、ではそうさせていただきます。

では次の検討事項で、選定についてですか。

事務局 はい。では事務局から、3-2 方策の選定についてという議題に入らせていただきます。まずは前回までの検討会内での議論、浅川・多摩川ルートについては今お話いただきましたけど、他の議論してきた内容もちょっとおさらいをした上でですね、今の状況においてどうすべきかということでの整理をしてございます。今、写ってるのが、浅川・多摩川ルートを抜いた場合の各案ですけれども、20号バイパスから直接搬入するオレンジ側の左側の案と、公園内に搬入路を残置しながらも、いずれにしても、都市計画の変更は必要なんですけど、アンダーパスであったりカバー化をしたりということも含めて考えてたところでした。そのいずれの案においても、下に赤い線で少し広域のルートを書いてますが、日野橋ルートだったりとか、周辺の広域の切り回しも含めてですね、ルート変更も含めて、検討していったらどうかということでした。ちょっと状況が変わってきて、府中四谷橋のルートについては今消してございます。続いてですね、方策の選定にあたっての留意事項ということですが、いくつか大きなポイントがあったので、それもおさらいします。①から⑧までございます。費用負担などの事業費で、いずれにしろ億単位の事業費も含めて入っているんで、これらがどのぐらいだと妥当なのかという議論が、①。②浸水区域とかハザードですね、災害への対応について、過去に実際に実績があるので、そうしたものについての配慮です。それから③、ごみ収集車の通行による影響で周辺にどういう影響があるかと地域で受け入れられるかという観点です。下の方は、実際に検討会の中でかける事項も確認してきたところというのが④からです河川区域とか、あの近傍で多摩川の方でのアクティブにやっているエリアがあるので、こうしたところについての新たな構造物ができることについて影響がある、河川法への影響もあるということです。それから⑤東電用地で、高圧鉄塔があるのでこれについても考慮する必要があると。⑥工事の影響ですね、工事中の影響、作業ヤード等々でするので、実際に今の搬入路も

使えなくなるケースもあると。⑦新規構造物整備後の周辺施設への影響ということ。それから⑧、都市計画変更の大きさ、程度ですね、そうした問題のうちいくつかですけれども①費用負担などの事業費についてですけれども、概ねこういう億単位の整理をしていて、何をもって良いかというのは検討会での議論課題となっていました。②浸水区域ハザードについてですけど、これはあの日野市のハザードのこのエリアのものを、ハザードマップを抜粋してます。写真は、自治会代表様からご提供いただいたもので、実際もう浸水している状況が見て取れるかと思えます。こちらにある通り、ピンク色で塗られた、あのかなりハザードの高い5メートルぐらいまで浸水するようなエリアとして指定されています。こうしたことを含めると、アンダーパスだとかエレベーターだとか、その機材系ですね、そうしたものは不適切なんではないかという意見が出されている状況ということです。③ごみ収集車の通行による影響ということで、これも地域の住環境安全性の観点から、要望としてはですね、なるべくしないごみ収集車が通行しないように、公園から出入りすること、②多摩川の方からごみ収集車が出入りすることとか、そういったことを踏まえてですね、交通渋滞、排ガス等による環境への影響、狭隘道路への危険性と生活スペース、生活道路なのということを憂慮されていました。こうしたことを考えて周辺道路の広域利用、さらに広域に広げていくことも含めて提案ができるのかという観点です。参考までに、比較表でしたが、皆さんで共有してきた検討会で整理をしてきた内容です。で、一番中央の部分は、おおむね議論されてきたところの整理でよろしいかなと思えますが、都市計画の変更というのが下段にあってですね、いずれにしても、都市計画は変更が必要で公園の面積がどれだけ減るか、都市計画で決定されている面積からどれだけ減るかという影響の度合いです。こうしたことも含めて議論すべきなんだろうということで整理をしてございます。

そうしたことを踏まえての、あの今後の議論の方向性ですけれども都市計画の変更案でこれはあの真摯に考えるべきなんだろうということです。ちょっと、どちらかというごみ搬入路のところに焦点、スポットを当てすぎてきた傾向があるかなという反省点も持ってまして、仮に今地元さんのご意向ですね、これまで積み上げてきた他の搬入路を生かしながらそれを都市計画変更した上で、広域にあの北川原公園、都市計画公園として設定されている部分について、より環境の改善が図れる案が、組み合わせできないのかということで、考えていくべきなんではないかということが、ちょっと丸く言うとそういうことを書いたつもりです。あと下に破線で書かれたのは堅い言葉ですけど都市計画というものの位置づけが法的にも位置づけがあって、地元の方の縦覧だとかですね、ご意見も踏まえて市長なり、都知事が決定するものなので、

法的拘束力もあるということでのご理解をいただきたいということです。

伊藤会長

今までのおさらいでして、その可能性のある案が洗い出し尽くされているかというところでもないのかもしれないんですが、いろんな条件整理がされております。都市計画を変更すればいいじゃないかというご意見は地元からも強くはあるんですがそのあたりも含めてですね、あの委員会としてはどういう方向で何を一番大切に考えていくべきかというあたりでもしご意見がありましたら。

浅海委員

委員の浅海です、前回、地元の方からいろんなご意見いただいて、確かにこの検討委員会の中で知らなかったこと等も学ばしていただいて、僕自身としてももう一度最初に言ったことに立ち返ってですね、いろんな考えなきゃいけないなというのは、今、今日来ております。それでちょっとまず申し上げたいのは今の説明の中で、留意事項っていうのが13ページに出てきましたけれども、これは前回の話の中で、確かに例えば浸水区域災害等の対応みたいな視点は、この検討会の中での議論では抜け落ちてたなと思います。そういう意味でいくつか重要な評価に当たっての指標っていうのが、この中に、前回、言われた中からピックアップされたのが出てくると思うんですが、これ以外にですね、例えば3回目の検討会の中で、地元で新たな紛争を招かないか、豊かな環境作りに資するか、将来を見据えた合理的なものなのかっていうような評価基準が出てたと思うんですね。ですからそもそも、今回出されたものと前回出されたものの整理が必要じゃないかと思ってるわけです。全体として何を重視しながら、この今後の事業案というか、選択案をですね、評価していくのかと。なんかそこをまず整理が必要だなというのがまず一点ですね。それと、17ページの中で、これに出されたっていうプラス都市計画変更案というのが、方策の一覧として出されてますけれども、前回の地元の方の意見を聞くとですね、これ以外にもあるのではないかというふうにも思うところがあってですね。それは今後の議論の進め方、プロセスに関係するんですけれども、今後新たにこの他の選択案も含めた時間をとって、その後に選定に行くようなプロセスを取るのかっていうようなことを。もう一つは、地元の方の意見と、この検討会の中の意見の調整をですね、どんな形でやっていけばいいのか。その方策も併せてプロセスとして整理する必要があるのかなというふうに思いました。以上です。意見になっちゃったんですけど。

伊藤会長

ちょっと僕自身の意見でもいいですか。17ページに都市計画変更案というのが新たに加えられた表になっているんですけども、先ほどコンサルさんの方からの説明もあったようにこの部分だけクローズアップして評価をするのか、この委員会を始めるときからですね、なんかもっと広い範囲を歩いてみたりとか、今日はごみの30年後どうなってるだろうみたいな勉強も入れたんで

すけれども、この部分を考えるときに、あのセットとして、やっぱりその 30 年後のいろんなごみ焼却の技術の向上とかですね、そういうことだったりとかもうちょっと、広い範囲での、この辺の環境整備とかですね、そういうことも併せて議論したりする中でこの違法性の解消っていう、そういう視野を持たないとなかなか合意が得られるような選択肢を見つけにくいんじゃないかという、そういうことを僕自身は危惧していて、その最初からそういうできるだけ広いスパン、広い範囲の議論を踏まえて議論をしていきたいというそういう思いがあるんですね。そういう意味で言うと評価基準がここの部分だけお金使うのにいくらかかるかどうかですね、ここの部分だけの評価ではない、ちょっと違うまたレベルの何か評価の仕方みたいなものがないと、都市計画変更案と一緒に並んできたときに何かちょっとあの深みのある議論になりにくいなというふうに、ちょっと思うので。その辺さっき、今の浅海さんの意見とも重なるかもしれませんが、若干評価基準の再整理ということ、あのしないと、これら選ぶみたいな話にならないんじゃないかっていう。またその選び、選んだものが、また地元の方との意見の不一致になるっていう、そういうことにまたなりかねないので、若干こういうふうにマトリックスみたいに、割とシンプルな形での評価が誤りを呼ぶみたいなことにならないかとちょっと心配しますね。これ安い方がいい決まってるんじゃないかとか早い方がいいに決まってるんじゃないかとかそんなふうになっちゃうので、若干その辺工夫が要るかなと思いました。

窪田委員

今の会長の意見に私もあの同感するところが大きいんですけども、議論が今の搬入路の問題、それからごみの搬入方法の問題っていうところ限定されるとか、かなりあの技術的な議論になりがちだと思うんですけども。この間、周辺を散策しながら施工方法を広げていこうじゃないかと、どうも先生方の思惑があってそうされたように思いますけども、僕はやっぱりあの経験です、やっぱり浅川の河口部分、南北が分断されている。よく考えてみると、煙突に一番近い浅川南の方々について言うと、この議論にどう参加できるのかなというのは気がしたんですよね、現地に行ってみて。これまでの何か市の環境課ですか、グラウンドをつくる運動なんていうのがあって、浅川の河口の南の方の、なんといいですかね、市民の憩いの場として保存して作っていったような動きがあったり、復帰しておりますけれども、この際の討論の一つの大きな視点として、南と北が繋がった水と緑の空間っていうのをどう作るのかっていうことを議論するのは、私達のような気がしてきました。というのは、何回も南の方々から発言がありますけど、煙突に一番近いのは浅川の南なんだよって指摘されているんですね。今私達が搬入路の問題だけで議論しているとその視点は出てこないわけです。ですから私は浅川の南と

北も含めた水と緑の空間をどう作るかっていう視点を、もし提起できるとすればこの委員会は、そういうことのできる良いポジションにいるのかなと思ひまして、そんな視点をぜひリードしていただきたいなというふうに思っております。

伊藤会長 ちょっと加えて、今のご意見に言わせていただきますと、その当面解決しなければ行けない、その違法性の解消なんです、その都市計画変更をするということが基本で現実的なこととして、ここに定義されてはいますが、説明会だったり、この間窪田さんが言われている、非常に重たいというか、あの僕の心に残っているのは、都市計画が違法になってるので解消するんだけど、むしろこの委員会は、その市民が都市計画でもっと豊かな環境を作るっていう、そういうその都市計画のなんて言うんですかね、単に違法性の解消じゃなくて都市計画を市民なり、そのそれを力として、より良い状況を生み出すようなふうに違法性を解消したいというふうに僕は受け取っているんですけども。そういう意味で現実にはこの部分については都市計画変更するかもしれないけど、それをそのことでもっと大きなものを得るっていうそういう、その提案になることは特に地元の方と相反することにもならないというふうに思うんですが。そんなふうにはですね、皆さん方の方で何か、あるいは今日来ていただいているので、もしかしたら地元の方にもご意見があったら伺いたいというふうに思うんですが。

地元代表 新石自治会の川久保と申します。よろしく申し上げます。確かにですね、違法性を解消するっていうことは、都市計画変更をすればいいじゃないかっていうのは私達の提案です。じゃあここに書いてあるように、面積が、非常に公園面積が減ってしまうと。影響が大きいと。あの会長が言ったようにですね、その面積をどこかに求めればいいんじゃないかと、求める土地あるかっていうと、もういくつ私達も候補を持ってます、当然。それが都市計画上まだ公園にも何もなっていないと思うんで、そういう場所もありますんですね。この会の方と相談して、そういうところを見つける作業を進めたりですね、そうすれば地域住民も納得しますし、環境もですね、失った部分の公園が他にできればですね、そういうものを利用していきたいということで、ウィンウィンの関係と申しますか、そんなような手続きを踏んでですね、解消に努めればいいんじゃないかというふうに思ってます。以上です。

伊藤会長 委員の方から何か。

笠間委員 笠間です。ここに、18 ページに都市計画変更案についてということで、こう書かれているものの内容が、何を意味しているのか、何を、意味してるっていうか指しているのかっていうのが、非常にわからないんですよ。都市計画変更をしなければならないっていうのは、何かどこかこう変えるっていうのは全

部それがありますよって、何についてもありますよっていうふうに書かれていますよね。ここで言っている都市計画変更案っていうのは、現状のまま都市計画を変更するっていうことをおっしゃってるってことですか。それで今川久保さんがおっしゃったように、その部分の今公園内にあるごみ搬入路部分の面積を別のところに代替地を設けてっていうふうにして、現状は現状ですよということを行っているわけですか。

事務局 はい、あの、おおむね、笠間さんのおっしゃった通りなんですけど、あのその判断も含めて検討会で議論するべきだと思っはいます。必ずしも、あのさっきあった都市計画変更、今現状のまま都市計画変更をするというのも当然候補の一つですし、今まで皆さんで議論してきた、あの、シェードかける覆蓋化、少し公園らしさを道路なんだけど搬入路なんだけれども、公園らしさを取り戻すとか、そういったことにお金をかけるっていうのもプランとしてはまだ残ってる認識ではあります。そこも議論しつつ、ただ、あのこれまでずっとその議論ばかりしてきてしまったので、もう少し皆さん今おっしゃったような広い議論、広くその面積が減るとしたらどこで取り返すかとか、あの環境改善をどうするかという議論に発展させたらどうかな、ということを変えたつもりではありません。

笠間委員 いえ、わかりました。私も3回目の後に皆さんでね、伊藤会長も含めてお話あったときに、エレベーター+時計台案とか、覆蓋化+アンダーパスみたいな案を案として出されていて、委員会じゃなくて、その後のね、反省会の中ですかね。だから、広くね、もう一度議論しましょうっていう中に、どういうものを残すのかっていう積み重ねてのがあると思うんですよ。覆蓋化だけ、あるいはアンダーパスだけっていうのはやっぱりちょっと非常に困難な部分はよりあるよねっていう中から、エレベーター+時計台案とか、覆蓋化+アンダーパスっていうのが出てきてると思うので、その辺もう1回ちょっと整理をして議論をしないと、やっぱり都市計画変更、さっきおっしゃったような、現状のままの都市計画変更に突っ走っていくようなすごい危惧を感じるんですね。だから、もうちょっと先ほどおっしゃったような広い視点で整理をして、もう一度再議論をした方がいいのかなっていうふうに思います。それでそその後の19ページの辺りのところでまたそのね、お話になると思うんですけど。自治会代表の方々+地元の住民の方の意見っていうのお話になるのかなと思うんですけど。

伊藤会長 あの方策の選定については、今日はもっとどんな案がありますかっていう時間ではないのでおさらいをした上で少し整理のし直しと、もう1回議論をしましょうというご提案でいいかと思うんですが。そういう意味でいうと、どういう枠組みで、その地元とのやり取りをするのかという問題と、いつまで僕仲

びてると思うんですね、もう既に最初の設定したスケジュールからは。あのちょっとやり取りをしましたからね。だから、いつまでにあと何回ぐらいこういう議論で費やしていくのかっていうそれもまたちょっと見直しが必要かなっていうふうには思っているんですけども、そちらのスケジュールみたいなことをどういう枠組みでみたいなことに議論を進めていいでしょうか。

中谷副会長 地元の皆さんから出た意見というか要望の中でね、浸水被害の問題というのは非常に重大な要素だと思うんですね。後ちょっとわかれば教えてほしいんですけど、その写真は万願寺交差点だとか、新井地区センターの辺りの写真になってると思うんですけど。19号台風でしたか、19号台風の際に、あの地域、一番低い地域はどうなっていたのかということ、一つ教えてほしいのと、それからもう一つは内水氾濫だと思うんですけど、その万願寺のところでそういうふうなことが起きた原因、それをいわゆる浅川、多摩川の水位が上がって、上から流れてくる水がどこにも流れるところがなくなって、そういうふうなことが起きたのか、あるいは浅川の水門を開いて、そこで流したのか。原因はどういうことでどういう対策をとろうとしてるのかもわかたら、教えてほしいんですけど。

高木課長 すいません。緑と清流課長の高木でございます。令和元年の台風のこの時点のとき私も現地の方、何度かパトロールに行ってます。その中にはちょうど新井橋左岸側上流にあります水門、排水をする水門ですけどもこれについては浅川の水位が上昇している中で開いた状態でございました。その中で内水の皆さんの住んでる土地の雨水の排水が、浅川の水位上昇によってできなかったことが大きな原因ではないかと考えてます。これを契機に内水の水を排出するポンプの配備なんかを現状ではされているところで、今後については水門を閉めた状態で、内水の中にある水をはかしていくというようなことを進めていくように変わっていますけれども、その時点では、降った雨が川へ出し切れなかったというところが原因じゃないかなというふうに思います。

地元 新石自治会の土方です。今の話ですと内水だけで話進みますけど、以前もこれこの地域、10年ごとに水害起きてるんですよ。この10年前、そのまた10年前にも起きてるんです。20年30年前のときはこんなドロドロにはなりません。このときが泥だらけになったんです。これっていうのは内水だけじゃなく、浅川の水が上がってきたということです。これは同じ日の田園調布とかと同じですから。だからこういうことが起きると泥だらけになるっていうために地区センターの泥だらけの写真も出しました。ですから内水だけの問題じゃないんです。一応ポンプ、可動式のポンプ市が用意してもらいましたけど、そのテストを最近やってるんですか。最近見てないんですけど、対策、下水の方だよね、毎年1回はテストを自分たちの日に訓練ということや

とか言っていたんですけど、最近それをそういうことをやってるのを見ていませんし、実際に4台あって可動式のポンプが4台あって、実際我々が立ち会って、テストをしたときは、内水の水面は下がりませんでした。というのは結局、中からそのテストのときも雨なんか降ってませんから中からくるし、水を出しただけで、中から来る水と出す量が同じっていうことですね、そのポンプの力。ですがこれが、雨が降っていればこんなのもっと水位は上がりますし逆流もまた、水門ちゃんと閉めないで、逆流はします。一応そういう今の状況です。

地元 このちょっと前の議論に行かせていただきますと、今言ったように、浅川に私達の区域から出る水が、水門で閉ざすようになってるんですが、国交省と市の方が合意によって、あの両者が立会いのもとに、その水門を閉めることになってるんですが、最終的に少し開いた状態で、こちらからの圧力で浅川の方に出るんじゃないかというような解釈をもとに、少し空いてるんですね。ですから少し空いてる部分から浅川の圧力に負けて、全部入ってきちゃった。その証拠にですね、次の日の道路に、鮎と鯉がいたと。浅川は鮎もいっぱい住んでます。そんなような状況でですね、水門の状況と災害の状況はそういうことでした。以上です。

村木委員 ということで、ここからもう1回今会長がおっしゃったのは、この方策 ABCD だけじゃなくて、この裏側にあるいろんな意見とか、背景も含めて、もう1回解消策を整理し直して、そこから議論を進めていこうという提案がありましたので、今の排水の問題も含めてですね、あそこに水が溜まらないような公園っていうのができないかっていうこともあるかもしれませんし、水を吸収できるような公園施設にするっていうのも一つのアイデアだと思います。そういうのも含めてですね、こういうただマトリックスでまとめるだけじゃなくてですね、評価軸も含めて、1回整理した上で、次の議論に進むのがいいんじゃないかと思います。きちんとした説明が書かれていれば、これに、周辺の自治会の皆様にも反発を食らったようなこともなく、きちんとその解消策のそれぞれの案の趣旨がわかるようなまとめ方というのが必要だと強く思います。それから、会長からもう一つですね、時間軸の話が出ました。まだ、川鍋さんは3月に、どの案にするか方向性を決めたいと2月になってもおっしゃってますけども、ここまで来て、皆さんの、まず前提となる知識が固まったところまで5ヶ月かかっていますから。当初6ヶ月で解消策を絞り込むというのはもう無理だと思います。ここはリスクが必ず必要だと思います。その辺会長、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

伊藤会長 次の方に移らせていただきますが、周辺自治会や周辺住民との関わり方ということで、説明を。

- 事務局 はい、では次の議題 4 に参ります。ここまで共有させていただいた通りですが、今までのこの検討会のあり方の中では傍聴としての参加のみで、今日はいくつかご発言をいただきましたけれども意見を言える場がこれまでなかったのでそれに対しての対応ということ、それから、日野市としては責任を持って違法性解消や合意形成に向けて進めていくべきだというご意見を踏まえてですね、どう、この検討会を、少し進め方を変えないといけないだろうということ、問題提起させていただいて、ここに議論させいただきたいということです。その中で今、抜粋しているのが、あの要領の抜粋です。この赤で囲ったところは、あの、委員以外の者の出席を求めというくだりがある、そこはある程度柔軟にできるような規定になっているということは申し添えてさせてもらって、それを含めて議論いただければと。自治会さんなり、地元の先ほどの村木さんのご意見にあったところもあって、地元の定義、地元さんの意見を検討会の中でどう取り込むかということです。委員の中に、こういう場の中です、今日のようにご参列いただいて、ご意見をいただくということが可能にすると、するのかとかそういったことですね。
- 村木委員 資料 19 ページの 5 番ってのは、これは改善する案ですか、既にこうなってますよってということですか。
- 事務局 はい、事務局としては今既にこうなってますよということだけです。こうしましょうということではないです。
- 村木委員 何か制約条件があるわけじゃないですね、既に OK ということになってるんですね。
- 伊藤会長 二つ論点があって、一つは今まで傍聴ということだったんですけど、もう少しちゃんと議論に参加していただけるような形でお呼びするっていう、地元といっても今の代表の方、代表っていうか地元の核になる方とのやり取りの問題と、もうちょっと広く町会自治会に加入者ではない人たちも含めた意見みたいなものもどう周知して、こういう議論してるってことを周知して、またそこからのご意見もフィードバックするっていうそれをどう、どういうふうに組み合わせっていくかということなんですが、一つはせっかく委員会やっていて別々ではなくて、もうちょっとちゃんと議論し入っていただけるような、ここでの参加をしていただくようなこういう形の委員会と、あとちょっと延期になっちゃいましたけど、こういうもうちょっと方向が見えてきたところで説明をして、それに対して広く意見をいただくような場も作るというそういうことかなというふうに僕としては僕の立場としては思っているんですが、それをやると当然のことながら 3 月にはまとまらないということに必然的になるので。そういうことも含めてですね、大体今言ったようなことで少し組み直してみたいと思うんですが何かしら加えて、こういうことをしたらどうと

- というようなことがありましたら、
- 笠間委員 笠間です。この19ページのこの内容でいくと、地元の周辺4自治会代表の意見を伺いながら委員で議論を行い、解消策の選定を進めるっていうことしか書かれてないんですよね。それでその横に大きな表題でいくと次、周辺住民との関わり方についてというまたそこに新たなものが書かれているにもかかわらず、非常に限定した内容しか書かれてないと。やはりこれはちょっとおかしいんではないかなと。そもそも要領の中に、私前回も前にも言いましたけど、やっぱりワーキンググループっていうのがありますよねっていうような話もしましたけれども、あれについてはちょっと形を変えたっていうことになると思うので、周辺自治会代表の方に、もちろん入っていただいて正式に意見を言っていたらいいのは、もう本当にすごく大事なことだというふうに思っています。そこにさらに、どういう形になるのか非常に周辺自治会の中で、手を挙げてくださる方に入っていただく。元々の要領でいけばワーキングから4名検討委員に入っていただくっていう形になってるけれども、検討委員に入っていただくっていう形でなければ、会長が認める周辺自治会の代表の方から、例えば2名とかあるいは周辺の地元住民から2名とか、そういうふうにして、正式に発言をしていただくっていうような形をとったらどうかというふうに思うんですけども。
- 伊藤会長 委員になってもらうのではなくて、傍聴より、傍聴ではなくて、何でもいいから来ていただいて、発言をちゃんとしていただくっていうことのイメージなんですけど。だから何名とかっていうふうではなくて。ここの規定は特に委員以外の人って書いてありますから、別に何名でもいいんですけど、ここに来ていただいた方で発言をぜひしたいという方には委員会の中で発言を僕の方からお願いするという。最初から出た、何名ってというのは多分、委員での並びによってことですよ。だからちょっと委員になるとまた話が、枠組み全部変えていけなくなっちゃうので。そういうそれぞれはそういうことです。もっと広く、この意見交換会っていうのは、ここへ来てもらうんじゃなくて、やっぱ地元でやるってやつも、やっぱりやる必要があるかなとは思ってるんですが。
- 浅海委員 私の個人の意見で言うと、地元の方は、これ、いずれにしてもプロジェクトを進めるためのステークホルダーで非常に重要な方と思うんですね。ですので、この委員会の中で、選定案を選択するときに、僕としてはやっぱり、もちろん、地元の方の了承あればという話ですが、委員として入っていただいた方がいいのではないかとこのように私は思っています。
- 村木委員 村木ですが、委員をもう1回増やすとか選び直すっていうよりも、委員会の中で広く意見を求めるという会長のおっしゃってることに僕は同意したいと思います。

地元 先ほどですね、自治会員になってる人とそうでない人もいるんじゃないかという意見が出たんです。私達はですね、自治会の会員をですね、増やすためにあらゆる機会を通じて、どんど焼きだとかお祭りだとか、そういう旗上げて、自治会員を募集しております。それでもですね、やはり学生も学生寮も結構多いので、そういう方は入らないとか、マンションの方はマンションの組合側から入れないとか、それぞれ理由があって入らないみたいなんですけど、私達は積極的に自治会にウェルカムで集めておりますので、自治会の意見は、私たち代表で来てますけど、それに集約されるんじゃないか。それでですね、組長会なり総会なりを開いて、全体的に意見を出しどういう会議があったとか、そういうものを報告してございます。この会も交流会があったということで、次の組長会で私の方から発表してございまして、だから今 250 世帯ぐらいですか、そういう世帯については、会報を見て、こういう会議があったんだなということも、どういう内容が検討されたかも次にわかる仕組みになってますから、非常に近い存在といいますか、この街にも近い存在が自治会であると思えます。以上です。

伊藤会長 委員でいるってということについてはどうですか。別にこういう状態ならいいですか。委員じゃなくても。はい、ありがとうございます。

地元 皆さんがこれで、最後一つまとめるとしますよね。それを出すのか、あるいは複数のこういう意見が三つの案でありましたと。全体的には絞れてないんですけど、こういう意見がまとめた意見がありましたよっていうのを市長の方に答申するのかと。この会議の何て言いますか、目的と一つに絞らなきゃいけないのか、あるいは三つでいいのかとそういう部分もちょっと後でわかれば教えていただきたいと思えます。

伊藤会長 19 ページにも書いてありますけれども、あの、最終的な決定権限はここにはないので。複数でそれに評価はつけるかもしれないんだけど出たものはちゃんと複数更新をして、おススメはこれだとかそういうことはあるかもしれませんが、そうなると思えますけど。わかりませんがね、僕のイメージはそんな感じです。ということで、ステークホルダーであるということは皆さん、認めた上で委員でなくても発言はするよということで地元の人はいいいようなんですけど。

笠間委員 いいですか。今の周辺 4 自治会の皆さんには、もう市の方からお声がけをして、非常に貴重なご意見とかいただいて、発言もしていただくという段取りができてるわけですね。ところが他の地元の住民の方には、どうやって投げかける。私は行って喋ってもいいんだろうかっていうのは全くわからないわけですね。だから、応募をするのか、あるいは市民委員としてこれは応募した人で、結構大勢応募された方がいたようなんですけど、もし、周辺の人がいれば、

そういう人に積極的に声をかけるのかとか。

伊藤会長 ちょっとまだそれは今枠組みが変わってしまってる話になってるので、今決をとったらどうかっていうのは、一応代表として今日来ていただいているような方を、その発言権はあるんだけど、ここの委員として入っていただくということをするのかどうか。今おっしゃったのはちょっとまた広く委員を募るといことは、僕は考えていなかったんですけど、意見交換会的に現場に出てやるところには誰でも来ていいみたいな場は加えて、要は設定すると。いうことのことを言ったつもりで、傍聴ができるので、別にここに来て、来てもらっても構わないわけですよ、代表と称する方以外の方も。

浅海委員 委員になってることと委員になってないこととの違いは、最終的にこれ何か選ぶときに意見が割れたと、そのときに委員でないと、検討会の中でのその投票とか手を挙げるふうにはならないわけですよ。あくまで参考意見にしかならないっていうところがあって、だから、そのところは委員になることとしないことの違いとしてあるのかなというふうに僕は思ってます。

伊藤会長 ここの今の委員で決をとって、委員にその対象の人は別にそうじゃなくていいよって言うっていうことの中で、何か決を採る何かちょっと変かなと。当事者がこっちにいるのにこっちで決めるみたいな。なんかなんか、どうかなって感じはするんですけど。

江藤委員 江藤です。今日のこの発言を、意見をもらいながらっていう状況は非常に何かアンバランスだと思うんですけど。でもここの状態が僕はいいなと今日見てて思っていて、もし自治会の皆さんが、問題がないのであれば、この委員会は委員会のこのスタイルのままで、それを見守っていただくっていうような位置づけなんか文字に盛り込む必要はないんじゃないかなと思うんですけど、見守っていただきながらもし来ていただけるようであれば、会長の判断で意見をいただきながらっていう状態で、最終的にもしこれはもう委員にならないと、地元の意見が通らないみたいなことが、自治会の中で上がってくるのであれば、そのときは委員や入らせてくれるっていうのを言っていただくぐらいの事にはできないですかねと。

伊藤会長 もう一つは、直接のちょっと原告団が微妙なんだけど、利害関係者じゃない人じゃないと、委員会の委員としては何かちょっとあんまりうまくないかなと。利害関係者の方は、さっきもありましたけど間違っていることが、情報が提供されたりとか、その特別な何か思いがあることはちゃんと言ってもらうんだけど、一応議論するときに利害関係者と一緒に議論するっていうのはしにくいっちゃしにくい面もあるので、おっしゃるようなこの関係でもいいかなと僕は個人的には思うんですけどね。

浅海委員 利害関係者っていうか、一番影響を受ける人ですよ。その方の意見をなんか

ちゃんと聞けるような、っていうか最終的に選ぶときに、選ぶ立場にいないってこと自体に、僕は若干ちょっと違和感を感じてしまいます。

笠間委員 ちょっと同じことの繰り返しになるかもしれないんですけど、川久保さんがおっしゃるように自治会さんがいろんな形で努力されて、皆さんの住民生活を向上させるという取り組みをしてるというのは重々分かったうえで申し上げたいんですけども、なかなか自治会には入れないけれども、こういうことはこう思う、ああしたいなとか、この地域でどういう風に暮らしたいなとか考えている方たちもいると思うんですよ。そういう方たちも含めて、私たちは意見を聴いていきたいと。私はそう思います。ですから伊藤会長は傍聴に来てもらって発言すればいいじゃないかとおっしゃるけれども。意見交換会はあるのは分かりますけれども、周辺自治会の代表さんとどういう違いがあるんですか。ここだけ取り上げて、周辺自治会の代表の意見を伺いながら委員で議論を行い解消策の選定をするとありますけれども、だったら他の方たちがどう思われているのかお聞きしたいと思います。

伊藤会長 何かに出るその他たくさんの人たちも決定権をその投票権を持つかどうかっていうとちょっとそういうことにはならないかもしれないけど。じゃなくてもだから広く意見を聞きたいのでこういうものを組み合わせて提案をしてるつもりなんですけどね。

中谷副会長 ちょっとどこが意見の不一致があるのか、っていうのはちょっと整理しないといけないんですが、要綱のですね、6条の頃会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明意見を聞き、もしくは資料の提出を求められることができると、委員会に正式に、委員会場で正式に利害関係者の方々に発言をいただくと、こういうことだと思うんですよ。この点で整理するのか、それとも検討委員会の中に代表委員として正式に出てもらって、委員の構成になってもらって、何人かの人に、何人かの委員を増やすと。こういう意見の違いだと思うんですけど。その他にはない。あの委員以外の者ですから、自治会の方もいるし必要だと思えば、あの4自治会だけじゃなくて、南まで行って、南の人たちの意見を聞く必要もあるかもしれないし。いろんな委員長の判断でね、その委員を委員以外の人とどなたにするのかっていうことが、その場のその場で必要に応じて決めていけばいいんじゃないかなと。そういうふうに整理されてると思うんですが。

笠間委員 それはそういう理解をしています。そうすると、今の段階で必要とする、会長が必要と認める方々っていうのは周辺4自治会の代表の方だけだということでしょうか。それとも、おそらく今後それ、

中谷副会長 そのことも含めてね、委員で意見を出し合って、こういう人の意見を求めようではないかと。

- 笠間委員　　そういうふうにしてっていう議論をしてください。そして、そこからやっぱり  
どういう声のかけ方
- 中谷副会長　会長さんが判断するときは委員の皆さんにも図ってやってもらえばいいんじ  
ゃないですか。
- 浅海委員　　検討会が、ワーキンググループっていうのはそのままあって、そのパターン、  
いろんな方々からも幅広く意見を聴く場合があるというふうに私は理解して  
るんですけども。それはそのスキームは、変わってないですね。だから今先  
ほど副会長が整理してくださった通り、この中で今選択肢も二つになってい  
るのは、委員として入ってもらおうと今回出された 19 ページのように、委員以  
外の者の出席として意見を求めるというふうにして意見をいうふうにするの  
かどっちがいいのかっていうそのところですね。
- 事務局　　補足でいいですか。ワーキンググループについては、要領上ですね、できる規  
定、設置できる規定になっているものでございまして、それは周辺の方々の意  
見を聞くスキームとしてこういうものを提案している。で、あのその中で、今  
回は周辺の方々全員に聞こうということで、エリア全体にチラシを配って意  
見交換会をしましょうということで、ワーキンググループという手法ではな  
くてもエリア全体に配って意見をいただける、意見交換ができるスキームで、  
周辺の方々の意見をいただくということで、スキームとしてはありますけ  
れども、それでやらせていただいて。
- 村木委員　　村木です。川鍋さんの今言ったそのワーキンググループではこの先ね、あの設  
置することはできるんですか。どっちですか。
- 事務局　　必要であれば。
- 村木委員　　ワーキンググループが必要であれば、会長が、招集ができると。もし委員がど  
うしても追加が必要だという状況になればそれはできるということなので、  
これは会長からのご提案でそういうタイミングが来れば、そういうカード切  
れるんじゃないすかね。
- 伊藤会長　　すいません。ちょっとなんか、微妙に認識してるのと話して一致しないので。  
今委員会で検討会があったじゃないですか、検討会の中には最初の、これすご  
い単純になっちゃったけど、正式な検討会の時間と前と後ろだけつけて、ちょ  
っとそこでは別に委員じゃなくても何でもいろいろ議論できるっていう、毎  
回時間を作った上で、さらにあの意見交換会的なこともやりましょう。いうこ  
とで最初の枠組み作りましたよね。ちゃんともうちょっともう 1 回このと  
ころ正確に書いた上で、どこで誰が出られて、どういう発言をそこで権利を持  
っていてっていうのはちょっとちゃんと書き換えた上でもう 1 回議論しまし  
ょう。何となくワーキングって言ったら、またちょっといろんなところ、何を  
ワーキングで呼ぶかというのをちょっと何となく忘れちゃってることもある

んで、もう 1 回次回そんな枠組みを設け変えてこういうことでいいですねっという、あるいはここにも入れないと。もう一回やらさせていただきます。

伊藤会長 ちょっと微妙で、一応傍聴は、その発言は委員会の後にしてくれみたいなことで今までやってたんですけど、自治会の方にはちょっとお呼びをしてちゃんと委員会が、検討会の中で発言していただくということでしたので今マイク回してたんですが、今日の段階から傍聴、誰でも発言していいよっていうふうにしているわけではないので、ちょっとどうしようかな。実は迷って、ですから発言していただいても僕は個人的にはいいんだけど。今言ったのは、検討会という時間と、その後またフリーで議論しましょうという時間があるので、そこは別に今傍聴も区別がないんで、そこで直接いろいろの話を聞けばいいじゃないか的に最初の枠組みはなってたんです。だけど、今回新たにちゃんと一番の関係者の方には、検討会の中でちゃんと発言を僕が、だから僕に今その権限はあるので、傍聴の方に僕がどうぞと言え、ルール違反じゃないと思うんですが、ちょっとその辺を、再整理をして次回からもうちょっとちゃんとしますが、特に今ありますか。

傍聴者 ルールは守らなければいけないと思うのでの要望として、周辺自治会代表っていう枠組みがあるなら、周辺住民っていうような枠組みを作ってもらえたら、そしたら、不公平なく話ができるんじゃないかと思うんです。

伊藤会長 わかりました。ちょっとその辺を検討会終わった後にまたちょっといろんな意見の意見をおっしゃる方がいるようなので、またお聞きます。

窪田委員 すみません、村木委員が先ほど発言されたことなんですけれども、19 ページのですね、4 周辺自治体や周辺住民との関わり方ってのが、この点線のところは周辺 4 自治会代表の意見を伺いながらと限定しているんですね。先ほどの議論はこの点線で囲まれた部分についても、周辺の自治体代表や周辺住民、の意見を伺いながらというようにした方がいいというのが村木さんの意見で、それが確認されたのかなと思ってたんですけども、それそういう理解でよろしいでしょうか。

伊藤会長 何かあれですよ。ここの太字の部分は要領の話ではないですよ。じゃないです。

伊藤会長 はい、いいですね。

伊藤会長 すいません。ちょっと混乱しそうなので、もう一度整理をした上で、次回。次回なんかはそういう枠組みの整理をするのと、ちょっと村木委員が言ったスコープにちょっと関連するかもしれないんですけども、評価基準の整理とこれから選定して検討していくにあたっての評価基準の設定も出していたら、この場で確認して、リスタートできるかなということ。す。

伊藤会長 一応、検討会の中の議論としては宿題を残しましたがそういうことで、この

後までちょっと意見を聞いた上で次回の議論に繋げていきたいと思いますが、議論の項目は終わってるのかな。その他。

事務局

すいません、この後でもいいんですけども、その他ということで、次回 3 月 30 日の土曜日ということで、第 5 回の検討会を開催しようと思っております。今日が 2 月の 18 日ということで、これもすいません、事務的なところで申し訳ないんですけども、この会が、広報誌に載って皆さんに広く周知しているという関係で、4 月の開催を決める必要があるか、5 月の予定もあらかじめ決めなきゃいけないというところがございます。事務局としましては 1 ヶ月に 1 回程度ということで、毎月のように開催はさせていただいてるんですけども、次回が 3 月 30 日ということで、5 月の連休明けが実際的には、可能な日なのかというところがございます。そんなようなところで、次々回の日程の方もですね、ちょっと今日この場ではなくてもいいんですけども、確認をさせていただきたいな。とりあえず次回は 3 月 30 日土曜日ということで、こちらでまた 2 時からという、その前の勉強会は浅川系の可燃ごみ処理施設の見学を今考えているところで、以上でございます。